

東広島市教育委員会定例会（平成31年3月）議事録【公開】

1 日 時 平成31年3月14日（木）午後3時0分～午後4時50分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理人、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、舛金教育調整監、池田学事課長、祭田指導課長、村上青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、本越東広島北部学校給食センター所長、大成安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、森住豊栄生涯学習センター長、細川河内生涯学習センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査、白川主事

3 場 所 北館 会議室201

4 議 題

（1）報告事項

報告第13号 臨時代理の報告について

（県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について）【非公開】

報告第14号 平成31年第1回東広島市議会定例会について

報告第15号 平成31年度予算特別委員会について

報告第16号 東広島市立志和堀小学校及び河内西小学校閉校式の実施について

報告第17号 東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部改正について

（2）議案事項

議案第4号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

議案第5号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第6号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

議案第7号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

議案第8号 東広島市放課後子供教室実施要綱の制定について

（3）その他

- ア 平成30年度末辞・退職者辞令交付式及び平成31年度県費負担教職員辞令交付式について
- イ 新美術館の管理運営に向けてのスケジュールと現美術館の状況について
- ウ 次回教育委員会定例会の日程について

#### 開会 午後3時0分

- 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、平成31年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、織田委員と京極委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行ですが、報告第13号は、県費負担教職員の任免その他の進退について内申することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当するため、非公開としたいと思います。

また、本日は、委員の方のご都合や時間上の都合もあるため、議案とその他ウを先に行いたいと思います。このことについて意見の皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、報告第13号は非公開とすることに決定します。

また、報告第13号につきましては、関係職員のみが説明員となるため、全ての議案審議、報告、その他などについて、一番最後に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望はありますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：それでは、議案の審議からでございます。

#### 議案第4号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

- 津森教育長：議案第4号東広島市教育委員会組織規則の一部改正についてを議題いたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：議案第4号東広島市教育委員会組織規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますが、附属機関として設置されていた東広島市生涯学習推進会議が廃止されることに伴い、生涯学習課の分掌事務の一部改正を行うとともに、その他所有の規定の整備を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

新旧対照表になりますが、生涯学習推進会議につきましては、組織体制の見直し等により、社会教育委員会議へ整備、統合されることとなったことから、廃止することとして、生涯学習部生涯学習課学習総務係に規定されている分掌事務について、生涯学習推進会議の文言を削除するものでございます。

また、下の段につきましては、文言の整理を行うということで、施行期日は平成31年4月1日でございます。

議案第4号東広島市教育委員会組織規則の一部改正についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：では、議案第4号につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

なければ、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第5号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第5号東広島市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：議案第5号東広島市教育委員会公印規則の一部改正について、4ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、東広島市立志和堀小学校及び河内西小学校の廃止に伴い、学校に設置している公印の廃止を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

新旧対照表となっておりますが、各学校で保管している一般公印、東広島市立学校長印、及び下段になりますが、専用公印、東広島市立学校印について、志和堀小学校及び河内西小学校の廃止に伴い、この別表で規定している保管場所にある学校名、志和堀小学校及び河内西小学校の文言を削除するものでございます。

施行期日は平成31年4月1日でございます。

議案第5号東広島市教育委員会公印規則の一部改正についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことについて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

このとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第6号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第6号でございます。東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について議題といたします。

ご説明をお願いします。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：議案第6号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について、8ページをお願いいたします。

1、提案理由でございますが、東広島市芸術事業補助作業員及び東広島市展覧会等監視員の報酬の額を見直すものでございます。

10ページをお願いいたします。

新旧対照表になりますが、東広島市芸術文化指導員の生涯学習課から文化課へ変更するとともに、東広島市芸術事業補助作業員及び東広島市展覧会等監視員の報酬の額をそれぞれ現在の日額から時間単価等へと変更をするものでございます。

施行期日は平成31年4月1日でございます。

議案第6号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことにつきまして何かご意見、ご質問があればお願いいたします。  
展覧会等監視員というのは、展覧会の時に会場に座っておられる方ですか。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：はい。
- 津森教育長：芸術事業補助作業員というのはどういう職務か教えてください。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：展覧会に際しまして、その諸準備をしていただく方で、学芸員の指示に基づいて美術展の準備で少し工作作業とか、そういったものをしていただく方です。
- 津森教育長：ほかにはないですか。  
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第7号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

- 津森教育長：次に、議案第7号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

- 池田学事課長：議案第7号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

提案の理由でございます。

内容につきましては、20ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第25条第1項につきましては、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、道徳の時間を、教育課程上、このたびの改定で特別の教科である道徳として新たに位置づけられたことに伴って所要の規定を整備して、右側の旧のところの文言下線部分を削除しております。

続きまして、その下の30条の5の第1項、そして30条の3項、4項につきましては、このたび下黒瀬小学校に、日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必

要な児童・生徒の就学に伴って、学校に看護師を配置するための文言をつけ加えました。

その下の別表ですけれども、このたびの西志和小学校と志和堀小学校の統合、そして河内小学校と河内西小学校の統合に伴い、関係する学校事務センターの関連校を変更したものでございます。

14ページに戻っていただいて別記様式の第2号、16ページの第4号、そして、18ページの12号については、それぞれ事務の簡略化等を図るために変更を行いました。

別記様式第14号の2と14号の3につきましては、所要の規定の整備を行うものでございます。

いずれも、この附則の施行期日は31年4月1日となっております。

説明は以上で終わります。

- 津森教育長：何かご質問があればお願いします。
- 織田委員：「児童生徒」が「児童又は生徒」という形になっていますが、何か理由があるのですか。
- 池田学事課長：確認して後で回答します。
- 津森教育長：14ページ、16ページ、18ページの様式はどこが変わったんですか。
- 池田学事課長：14ページは、これははがきですが、裏側にいろいろと学区外の要件の文言がついていました。このはがきと説明文を封に入れて送っておりまして、はがきと説明文での二重説明になるので、はがきの裏面を取るという変更をしました。16ページ、18ページは確認して後で回答します。
- 津森教育長：このままだとかけられないので、調べて、後にまわして、先に議案8号にまいります。

#### 議案第8号 東広島市放課後子供教室実施要綱の制定について

- 津森教育長：議案第8号 東広島市放課後子供教室実施要綱の制定についてを議題といたします。議案の説明をお願いします。
- 村上青少年育成課長：議案第8号東広島市放課後子供教室実施要綱の制定について説明をさせていただきます。

資料の21ページをご覧ください。

まず、縦1、提案理由でございますが、放課後子供教室を実施することによって、新たにこの要綱を定めることでございます。

この放課後子供教室でございますが、この事業につきましては、小学生の児童を対象に、小学校や地域センターを利用しまして、活動拠点、すなわち居場所のほうを確保しまして、地域の大人の方々の協力を得て、放課後や週末に体験活動や地域住民との交流活動を展開している事業でございます。

本市におきましては、平成19年度から国、県の補助を受けましてこの事業を展開しておりまして、今現在市内で23カ所の事業所を展開しております。

今年度、国において地域全体で放課後の居場所づくりを一層取り組むこととして、新・放課後子供総合プランというのを策定されまして、この趣旨を踏まえまして、本市におきましても、関係教室及び地域との連携等、社会総がかりでの教育実現として放課後子供教室の整備を目的として今回の実施要綱を作成したものでございます。

議案第8号東広島市放課後子供教室実施要綱の制定についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

- 津森教育長：これは、国のプランを踏まえて、要綱を新設ということですか。
- 村上青少年育成課長：これまでも内規みたいな形ではあったんですが、こうした形のものではなかったので、整理しました。
- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 坂越委員：現行のものと何か中身的に変わったりすることはあるんでしょうか。
- 村上青少年育成課長：大きく中身的には変わってはいませんが、とにかく国のほうが、今いきいきのほうと一体になって進めてくださいねっていうのを特に強く押されてはいます。そこは、特に国のほうのプランがあって、それを受けましてうちのほうでもできる限りのところでやっというところで、今までなかったものですから、これをまず整理して今回このような形にしております。
- 津森教育長：第10条に毎年1回、放課後子供教室運営委員会を開催するというのがありますが、現状は開催しているんですか。
- 村上青少年育成課長：現状は、4月の当初に委員に集まっていた会の方は実施しておりましたので、それを運営協議会と変えてさせていただこうというふうには思っております。
- 津森教育長：12条にコーディネーターと学習アドバイザーと安全管理員を置くということですので、これは13条に謝金も書いてあるんですけども、平常23あるこの教室にはこの3名が全部位置付いているということよろしいですか。
- 村上青少年育成課長：そうです。
- 津森教育長：これに書かれている方は、ほとんど地域の方ですか、保護者ですか、あるいは退職教員とかですか。
- 村上青少年育成課長：今23地域ありまして、教員のOBで入っておられる方が3人ほどいらっしゃいます。それから、ボランティアのほうが大体20人ほどです。あとは、サポーターという形で、地域の方々が大体平均して一教室当たり5人程度、全部で120人近く今いらっしゃいます。
- 織田委員：これは大体木曜日にされているんですよね。
- 村上青少年育成課長：そうです、基本的には木曜日ですが、ただ実態に応じて土曜日開催のところも少しございます。協力者の方がなかなか集まらないということがありまして、木曜日を原則としているんですが。
- 織田委員：きっと教員の研修日を木曜日に置いて、早く帰ればということなんだろうけど、働き方改革じゃないんですが、授業時数がすごく増えて、木曜日でも結構遅

くまで授業をされているんです。実際には、活動の場というのは少ないのではないかなというのを思うんですが。

- 村上青少年育成課長：おっしゃられるとおりで、そののところはどうしても対象が低学年になってきたりとか、原則としては放課後5時までというところで、その時間の中で活動をされているというのが現状です。
- 津森教育長：定員というのは特に定めてないんですか。
- 村上青少年育成課長：各それぞれの場所によって、1年生、2年生だけとか、極端な話をいうと大きな学校は全部受け入れることは困難だということから、少し制限をかけたこともあります。
- 織田委員：個人的には、今いきいきが結構充実しているの、必要があるのかなというのを感じています。学校でやられるのならそれもいいですが、ある学校は地域センターまで行かなければならない、離れているんです。ただ、反対側の地域の子供は、恐らく帰るときのことを思うと、なかなか参加しにくいのではないかなという感じがします。国の補助があるのでされているんだとは思いますが、そのあたりの兼ね合いはどうかと思います。
- 村上青少年育成課長：実際学校であるのが今23教室のうち半分近く11教室でやっておられます。あと、地域センターとかの活用になると、11また半分ぐらいで、国のほうでは一体型という形で今表現はされているんですが、なかなかその行き来のところは難しく、安全管理員がそういった担当をされて、いきいきのほうもちょっと見られたりという状況です。
- 津森教育長：川上なんでも塾っていうのが文部科学大臣表彰を受けましたが、あれはこれとは別ですか。
- 村上青少年育成課長：あれが一部絡んでいるところはあります。
- 津森教育長：そのほかいかがでしょうか。
- 渡部教育長職務代理者：これは、子供の側からすると、義務的なものではないのですか。
- 村上青少年育成課長：自由参加です。ただ、事前に4月当初のときに、人数を把握させてもらうために登録制にはしております。
- 渡部教育長職務代理者：出席すると何かの認定とか、そういうのはあるんですか。
- 村上青少年育成課長：生涯学習課のまなぶちゃんノートのほうでございましたが、今もかどうか、そこまで確認とれてないです。
- 津森教育長：まなぶちゃんノートの対象にはなるんじゃないですか。  
ほかにはありませんか。  
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。  
先ほどの議案第7号に戻りまして、説明をお願いします。
- 池田学事課長：すみません。先ほどの第7号議案について、今お配りしました資料で説明します。

まず、「児童又は生徒」という表記ですけれども、他の規則が、「児童又は生徒」という表記になっておりますので、そちらと統一したということです。

- 織田委員：今配っていただいた中で、入学期日及び学校指定についてのところが「児童及び生徒」と書いてあります。これは、統一するわけじゃないですね。
- 津森教育長：規則の文言、条文上の文言としては「児童又は生徒」ということを使うということですね。
- 池田学事課長：そうです。
- 織田委員：ぽつがあるとないのいろいろあるんですが、文科省はどうなっていますか。
- 池田学事課長：文科省は児童・生徒です。

それから、16ページについては、指定学区を表の中に書き込むという形になり、かつ通学については保護者の責任において行いますという一文を明文化したということです。

それから、最後の18ページの分は、事務の簡略化という観点から、保護者名や備考欄があったのをなくし、そして、これは証書番号じゃなくて、番号にしたということです。

- 津森教育長：分かりました。  
議案第7号でございますが、ほかに質問やご意見はございませんでしょうか。  
なければ、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。  
ご異議ございませんか。  
では、原案のとおり決定いたします。  
以上で議案が終わりました。

### その他3 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：次はウへ行って、次回教育委員会定例会の日程についてに移ります。  
事務局の説明をお願いします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：来月、4月の定例会につきましては、原則どおり第4木曜日の4月25日16時からでお願いをしたいと考えております。  
また、5月の定例会につきましては、今度第3木曜日ですけれども、5月16日木曜日、お願いをしたいと考えております。ご検討のほどよろしくお願ひいたします。
- 津森教育長：今の提案につきましてよろしいでしょうか。  
原案のとおり、4月25日の16時から、そして5月は16日でよろしくお願ひします。

### 報告第14号 平成31年第1回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：それでは、報告のほうに戻りまして、報告第14号の平成31年第1回の東広島市議会定例会についての説明をお願いします。
- 大垣学校教育部長：それでは、報告第14号平成31年第1回東広島市議会定例会につき



ましてご報告をいたします。

1 ページでございます。

平成31年第1回市議会定例会につきましては、まだ会期中ではございますが、2月14日から3月19日までの34日間の会期で行われており、このうち2月28日、29日、そして3月4日に代表質問と一般質問が行われております。その質問内容等につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

3の議案、教育委員会関係につきましては、ケの平成31年度東広島市一般会計予算については、3月19日に議決をいただく予定でございますが、その他のアからクまでの8件の案件につきましては、これまで議決をいただいております。

2 ページをお願いいたします。

一覧表にしておりますように、このたびの代表質問につきまして、7人の議員の方からご質問をいただきました。

これに対する答弁につきまして、添付しております答弁内容のとおりではございますが、主な概要につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

3 ページをお願いいたします。

最初に、高橋議員から、平成31年度主要事業についてのうち人づくりにおけるキャリア教育の推進と教育環境の向上について質問をいただきました。

まず、平成31年度の新規及び拡充事業の4つの取り組みについての概要と取り組むことになった背景についてに対する答弁でございますが、まず1つ目の科学の芽育成講座の実施については、大学や企業等が有する専門的な知識や技術を活用した出前講座を実施し、理数教育の充実を図るもので、背景として、日本の生徒は、理科が役に立つ、楽しいとの回答が国際平均より低いという状況を受け、新学習指導要領に理数教育の充実を図ることが示されていることなどから、大学や研究機関が多く立地する本市の強みを生かし、理数好きな子供の裾野の拡大を図っていくこと。

そして、2つ目の中学生キャンパス体験学習の実施につきましては、中学生が実際に大学のキャンパスにおいて、講義や研究等の体験を通して学びに対する知的好奇心や高等教育への興味、関心を高め、目的意識を持った将来の進路選択につなげることを目的とし、これからの社会を生き抜く子供たちには、社会的、職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことが求められていることなど、本市の将来を担う子供たちのさまざまな可能性を引き出していくこと。

そして、3つ目の小・中学校における図書館教育の充実については、現在小学校の学校司書は6名で、それぞれが6校程度の小学校を巡回する形で勤めているところであるが、来年度から3名を増員して、9名体制でどの学校にも1週間に1度は学校司書が勤務できるよう配置し、各学校の図書の配架及び資料の整備など、学校図書館の環境の改善を図ろうとするもので、新学習指導要領における子供たちの主体的な学びを実現するための学習における図書の活用とともに、高度情報化社会

における読書の習慣化は重要であると捉え、子供たちが必要とする図書のレファレンスに応じることができる環境を整えていくこと。

そして、4ページをお願いいたします。

4つ目の特別支援教育体制の充実については、小学校教育補助員をこれまでの54名から4名増員し、支援体制の充実を図ろうとするもので、来年度は小学校の特別支援学級において、1学級の在籍人数が5人以上となる学級が増加することや新たな特別支援学級が新設されることから、支援体制を充実させていくとの答弁を行っております。

次に、2点目の新年度以降に策定される教育関係のプラン・指針等の内容についてに対する答弁といたしまして、現在本市教育振興のための施策に関する基本的な計画である第2期東広島市教育振興基本計画を策定しているところで、まだ案の段階ではあるが、学校教育及び青少年の健全育成に係る内容といたしましては、知・徳・体のバランスのとれた子供たちの「生きる力」の育成、教育施策推進のための基盤整備、そして学びのセーフティーネットの構築、青少年の健やかな成長を支える環境の形成を、そして生涯学習・社会教育、文化及びスポーツに係る内容としまして、生涯学び、活躍できる環境の整備と豊かなまちづくりの実現、歴史・文化の伝承と新たな市民文化の創造、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成を基本目標として検討を進めていること。そして、第五次学校教育レベルアッププランにつきましましては、現在第四次プランの成果と課題やその背景について分析、検討をしているところであり、生涯学習推進計画及び図書館サービス計画とあわせ、来年度改定をしていくとの答弁を行っております。

次に、6ページをお願いいたします。

北林議員からは、選ばれる都市、東広島の実現についての質問をいただきました。

人づくりについての小・中学校2学期制の実施効果と検証の状況に対しましての答弁でございます。

本市では、平成17年度に教職員が子供たちと向き合う時間を増やすことを目的として2学期制を導入し、翌年、教職員を対象に実施したアンケートでは、始業式、終業式などの行事や学期末の評価、定期テストの回数を減らすことができしており、小学校で約3分の2、中学校で約3分の1の教職員が子供に向き合う時間が確保できたとの回答を得たことから、2学期制の効果を確認しているところである。新学習指導要領においては、小学校における外国語科及び外国語活動の実施に伴う授業時数の増加を初めとして、学習内容の質、量の増大が求められており、また働き方改革の推進が全国的に広がる中で、一定の業務を効率的に再編し、教員にとって働きやすい環境を構築していく意味でも、2学期制は継続をしていくとの答弁を行っております。

次に、7ページをお願いします。

岩崎議員から、新年度予算についてのうち、教育環境の充実について質問をいた

だいています。

まず、コミュニティ・スクールについてに対する答弁でございます。

本市が初めて設置した風早小学校学校運営協議会の取り組み状況としては、当該協議会は年4回の会議を計画し、学校の教育課程、学校経営方針、組織編成の承認のほか、授業に係る意見交換等を実施しており、計画した取り組みの成果が子供の育ちにどう反映しているのかを客観的に分析するために、子供たちを対象にしたアンケートを試行的に実施している。

成果としては、学校の地域貢献を主題とした教育活動も活性化しており、子供たちの地域への愛着心や自尊感情を高めるとともに、学校と地域の関係が深まり、地域ぐるみの教育支援体制や質の高い学校運営につながっているが、課題としては学校の役割や地域貢献のあり方を整理する必要があることから、教育委員会としては、協議会での主体的な取り組みや熟議、協働がより一層進むよう、必要な情報提供や主体的な取り組みに対する側面的な支援を進めていくとの答弁を行っております。

次に、8ページでございます。

2点目の理科教育の考えや計画についてに対する答弁でございます。

最初の高橋議員に対する答弁と同様で、新規事業として科学の芽育成講座に取り組むこととしており、現在大学等とどのような講座が実施できるかなどについて協議を進めているところであるとの答弁を行っております。

次に、9ページでございます。

玉川議員から、新年度予算についてのうち、人づくりの中のキャリア教育の推進と教育環境の向上についての質問をいただきました。

これに対する答弁といたしましては、まずキャリア教育の推進についてでございますが、科学の芽育成講座は、全小・中学校を対象に実施することとしており、大学や企業と小・中学校の双方が実施可能である学年や時期等の調整を図りながら、運営方法を含めて実施計画を定めていくとの答弁を行っております。

次に2点目の小・中学校へのPFIによる空調機整備の優位性についてでございます。

これにつきましては、できるだけ早期に全ての小・中学校の普通教室に空調機を整備するため、大量の空調機を短期間で設計工事が可能なのか、また財政面での縮減が図れるか、さらに財政支出の平準化が図れるかという、主に3つの視点から比較検討した結果、PFI方式が国の補助制度や起債も活用できることから、最も効果的であると判断したもので、平成32年夏までに全ての小・中学校の空調機を整備することが可能であると考えており、PFI事業のアドバイザー業務委託の契約に着手をしたとの答弁を行っております。

次に、10ページでございます。

中平議員から、河内西小学校の跡地活用の質問をいただいたものでございます。

まず、仮称河内西小学校跡地活用委員会の設置についての考えに対しましての答

弁でございます。

学校跡地活用の協議は、閉校による地域への影響に対する配慮や地域振興に資する熟議が必要であり、地域の方々と市行政との綿密な連携によって行われなければならないと考えており、昨年末から関係部局による市内部での協議を行っているところで、その考えがある程度まとまった段階で、有効な活用策につながる体制について検討を進めていくとの答弁を行っております。

次の11ページでございます。

同じく中平議員から、街おこしのために、故郷を愛する心を育む教育を東広島市の子供たちに施すことについての質問をいただいております。

答弁でございますが、子供たちが故郷東広島が素晴らしい町であることを実感し、本市で学んでよかったという自信と誇りを持つ教育を推進することは、本市の将来を担う人材を育成する上でも、大変重要なことと認識をしている、多くの小・中学校では、総合的な学習の時間を核として、地域を学び、地域に学ぶ学習を展開し、また、本市では平成20年から全学校で一校一和文化学習に取り組み、地域の伝統や文化を愛する子供の育成に努めているとの答弁を行っております。

次に、12ページでございます。

小川議員から、高垣市政の公約と平成31年度予算についての、選ばれる都市、東広島の実現に向けてのうち、日本一の教育都市東広島の実現を目指して、教育分野において重点的に取り組む施策の方向について、3点の質問をいただいたものでございます。

答弁でございますが、まず教職員の働き方改革についてでございます。

本市では、業務改善や働き方改革に向けた取り組みの一つとして、本年度から校務支援システムを導入しており、このシステムでは、学籍管理、指導要録作成、成績管理、そして処理、そして通知表作成などを効率的に処理する機能があり、事務作業の軽減や効率化が図れるものと考えていること。

また、部活動指導に関する負担軽減に向けた取り組みも、現在東広島市立中学校に係る部活動の方針を策定したところであり、来年度からは、本方針に基づき、週当たり2日以上部活動休養日を設定するとともに、部活動時間を平日は2時間程度、休日は3時間程度として、短時間に合理的かつ効果的な活動を行うこととしているとの答弁を行っております。

続いて、13ページでございますが、2点目の不登校児童や生徒に対する支援についてでございます。

これにつきましては、1つ目としまして、校内に適応教室や相談室等の専用教室を設置し、登校はできるが、教室に入りにくい児童・生徒が学習したり、教職員と面談したりする機会を容易にできる環境づくりを行うこと。

2つ目としまして、市内3カ所に適応指導教室を設置し、学びの意欲があるものの、学校への登校に不安や困難さを抱える児童・生徒に対する支援を行うこと。

3つ目としまして、教職員の取り組みだけでは対応が困難なケースにおいては、

スクールソーシャルワーカーを家庭等に派遣し、児童・生徒やその保護者との相談支援を行うことにより、学校との関係づくりを進めている、新年度についても活動時間の充実を図っていくとの答弁を行っております。

次に、3点目の英語教育の強化についてでございます。

14ページをお願いいたします。

今年度から大きく3つのことを重点的に取り組んでいるところで、1つ目がJETプログラムの外国語指導助手、ALTの増員、2つ目は中学生の希望者を対象に、ALTと英語だけを使い、生活をする「丸ごと1日英語体験～ENGLISH Challenge Day～」の開催を、3つ目は、英検IBAの実施で、小学校では1年後から外国語科が本格実施となることから、教員の指導力向上とともに、英語で積極的にコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成に取り組んでまいりたいとの答弁を行っております。

15ページをお願いします。

赤木議員から、問われる国際学術研究都市の多文化共生についての質問をいただいております。

外国籍の子供の就学状況については、昨年12月の市議会定例会で、今年4月から小学校への入学対象となる外国籍の子供は、昨年10月31日時点の住民記録で46人おり、そのうち意思確認のできていない12人の保護者については今後確認を行い、可能な限り就学していただけるよう働きかけを行うとの答弁をしており、今回、その後の状況についての質問があったことでございます。

その後についてでございますが、現在までに全ての保護者から入学の有無についての確認を行っている、現在の対象者は51人で、40人は入学する旨の、9人は年度末までに帰国する旨の、そして残り2人は近く決めて連絡があるとの答弁を行っております。

報告第14号につきましては以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの、今回の代表質問、一般質問について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 渡部教育長職務代理者：科学の芽育成講座について、その大学の先生は、例えば理学部の先生なのか、教育学部の理科教育の先生とでは大分違うんです、子供の接し方が。その点は、そこまで細かく考えていらっしゃるかどうか。

○ 祭田指導課長：これは、大学全体のところでお話を進めさせてもらっていて、教育学部に限らず声をかけさせていただくということで進めているところでございます。

○ 渡部教育長職務代理者：例えば理科の先生や数学の先生がいらっしゃるんですが、もちろん子供のことをよく研究されており、教え方も上手だと思うんですけども、理学部とかの先生だからだめだということじゃないので、その辺は大学のほうで判断していただけたらと思うんです。分かりました。ありがとうございました。

- 京極委員：我々のところにも話に来ていて、渡部委員もおっしゃるように、先生によってかなり違うんです。だから、ある程度指針を少し示しといてあげたほうが、大学も選択しやすいのかなと思います。大学とまずは連携をとって対応していただければと思います。せっかくいいことなので、できるだけ効果があるようにやらないと意味がないので、少しそのあたりのお話をしていただければと思います。
- 祭田指導課長：ありがとうございます。
- 織田委員：12ページの小川議員さんのところの答弁のところ、働き方改革がここでは問われていると思うんですが、学校の職員のために業務改善をしながら働き方改革をしていくということはよく分かりました。ただ、これは学校だけの問題じゃないと思います。地域とか保護者とかその理解を得られないと、学校が孤立してしまうとか、それこそいろいろな批判とか、そういう対象になりかねないと思います。そのあたりは、業務改善や部活の指導員も大切ですが、地域や保護者との取り組みはどのように考えて、今からどうしていこうと思っていらっしゃるのか伺いたいと思います。
- 池田学事課長：例えば先生方の仕事は、今小学校も中学校も登下校指導とか、ああいうところもいろいろ時間外でやっておられたりします。そういったところは、今織田委員さんが言われたように、幾らか地域や保護者の協力も得ていかなければいけないかもしれないし、業務改善では校務システムというのもあります。他の市町とか県の一部には、留守番電話を導入したりするというふうなことも今ちょっとありまして、ちょっとお答えになってないんですけども、なかなかそういうふうなことをやっていく上では、地域や保護者の方にはかなり説明していかないといけない部分もたくさんあるんじゃないかとは思っております。  
 いずれにしても、今のままでということになりますと、なかなか時間外のことであるとか改善もできません。県の働き方改革の方針というのが、今年度の7月策定され、国のほうから月の上限が45時間以内とかというのも出たりしまして、そういったところを見ながら、本市も方針を考えていく上で、保護者や地域の協力を得ていかなければいけないというふうには考えております。
- 津森教育長：ちょっと補足をさせていただきますと、3つのことについてこの働き方改革では考えていかなければと思っています。1つは学校の中だけでできることですよね、今の行事の精選とか、あるいは会議の設定とか、あるいは掃除を毎日はやめるとか、これは学校のアイデアでとか、実践の中で進めてほしいというスタンスが一つある。  
 2つ目は、今度は教育委員会の方針がないとできないようなこともあります、勤務時間、例えば変形労働時間制をとるかどうとか、あるいはさっき留守番電話のタイムカード等も一緒に、そういったところがある。  
 それから3つ目に、織田委員さんが言われた地域や家庭の理解を得られないといけないという、その3つの方向での取り組みを進めていかなければいけないと思います。なかなか学校は横並びでないとかやりにくいというところも正直あるんですけ

ど、教育委員会内部でその辺の方針を出していこうと思うんですが、ある程度、相当熟議という言葉ありますけど、しっかり議論しないと、ちょっと時間がかかるかなと思っています。

- 舛金教育調整監：例えば部活動のガイドラインの作成に当たっては、今のような学校現場が保護者や地域に対してどのように説明するかというところも、この大きな中身になります。いきなり市のほうで確定するのではなく、市のほうで原案を作って、地域の方、保護者の方に対応する際に、この文言でいいんだろうかどうか、そういったことを何回も検討しながら、一番ふさわしい形に持っていく、この部活動については、三、四回は校長会のほうでそういう話をしながら進んでおります。
- 織田委員：部活動の分は、中学校の関係だと思うのですが、小学校で校長会の時に、学校としてどのように保護者や地域に啓発というか、理解していただく努力していますかというのを聞かれたことがありますか。それとも、学校のほうからそれぞれで、こういう働き方改革についてやってくださいっておっしゃっているんですか。その校長会でどのように指導されたのかちょっとよく分からないですが、ここにある学校の学校だよりがあります。すごくやわらかい表現で書いてあるんです、でも「16時40分が勤務終了時刻です」ということをきちっと書いてありますし、それから「早朝は7時40分以降に学校へ連絡があったらしてください」と書いてあるんです。これは、すごい勇気が要ったと思うんですが、そういう方法をされているんですが、これをある学校では私たちはそこまで出さないですよということを言われる校長先生もいらっしゃるんです。となると、やっぱり教育委員会がきちっとこういう方針でやりますというのを言ってあげないと、学校は直接地域や保護者とのつながりがありますので、そういうことによっていろいろな感情が出てくることを多分恐れていると思うんです。だから、そのあたり教育委員会も早く取り組んでもらって、学校現場が地域とうまくいくような方法をとっていただきたいと思います。
- 津森教育長：先ほど私言った三つ目の分です。そこが実は一番時間がかかると私は思っていて、校長も教育委員会からこういうふうにといいものが無いと言にくいじゃないですか。だけど、それは地域性や実態を加味して考えないといけないということもありますので、しかもそれは年度変わりがいいと思うのです。この4月には間に合いませんので、来年の4月からになるのかなというふうに思っています。
- 織田委員：夏の休みはちゃんと閉庁日をされました。  
教育委員会としての東広島市はこのようにしますから、各学校で検討してくださいというほうがよいのではないのでしょうか。
- 津森教育長：それはそうだと思うんです。ただ、先ほど調整監が言ったのは、それを教育委員会がこうやれって確定するのではなく、校長会ともいろいろ議論をしながら方針を定めていきたいと思います、部活動の例で言いましたが。やはりそこは慎重にやらないと。確かに、いろんな学校の役割、余分なものをそぎ落とす追い風だと思うんです。そこは、教育委員会としての主体性というか、議論もしっかりしながら出

していきませんと、拙速にやって失敗するのは避けたいなと思います。

- 織田委員：だから、こういう形でそれぞれの学校が出すということは、もうちょっと慎重にやらないといけないというのは感じました。
- 津森教育長：ただ議論があって、どこかがやってみるっていう事例も若干期待する気持ちもないことはないんです。
- 織田委員：それは楽しみです。  
そういうことも、大変良いことですが、教育委員会の指導も大事なんじゃないかなというのは感じております。
- 津森教育長：ほかに何か、ございますか。
- 織田委員：適応指導教室の件ですが、平川教育長は各学校へ適応指導教室を作ること  
を、この間、県の女性教育委員会の会議でもおっしゃっていました。  
サンスクエアにある適応指導教室は利用者が多いんですか。
- 村上青少年育成課長：利用者については、今年度は大分少なくなってきました。あと、10人を切ったりという子供が最終的には通ってくるようなところがありました。長年携わっていただいたおかげで、学校風紀とか、いろんな面で自立のところは図れて、本当に人数が減ってきました。
- 織田委員：これから学校の中で行われるようになれば、一番良いことですよね。
- 村上青少年育成課長：そうです。学校の中でも学校ごとにそういった形で、何とか授業を工面しながら、ぎりぎりのところでやっておられます。大規模の学校は、特にそういった形で運用はしております。
- 織田委員：分かりました。
- 津森教育長：ほかによろしいでしょうか。
- 長嶋委員：私は、学校司書のことについて、先ほど織田委員が言われました、平川教育長の講話の中で学校の図書室の話がありました。具体的には、三次高等学校の図書室の環境改善に取り組まれていて、市民の皆さんや、生徒の方たちが、まず図書室の全てのものを出して、きれいに掃除して、それから1万冊近い本を廃棄して子供たちが読みたい本を図書室に備え、刺激のある図書室に生まれ変わらせる取り組みを聞きました。また、呉工業高等学校などでも同じような取り組みをされたということでした。そうした取り組みの中で、三次高等学校に庄原市の学校司書さんが視察に行かれ、いろいろ刺激を受けて、自分たちの学校でも独自に活動を始めたということです。東広島でも、学校図書を充実させるために、県の取り組みに東広島の司書さんに積極的に参加してもらい良い所を取り入れて、学校司書の育成に力を入れるというんですか、そういった取り組みをぜひお願いしたいなど、その話を聞いて思いました。見通しはありますでしょうか。
- 祭田指導課長：まず学校図書館のリニューアルっていうようなところは、どこの学校図書館も進めてきておまして、やはり学校司書が配置されていくことによって、随分図書室が使いやすくなってきております。特に、今おっしゃられました読まない図書の廃棄です。こういったところも今は積極的に進めている状況で、配架でき



ない図書などもたくさんあったものですから、そういった図書はもう読めない、古くなってしまっというようなところは廃棄して、新たに新しい図書を入れていくというようなことを、どんどん今更新をさせてもらっています。

それと、学校司書につきましては、司書の連絡会議が東広島ではあるんですけども、毎年3回程度行っております。この連絡会議の中で、それぞれの学校でどういう取り組みをしているかという横の連携をどんどんやっています。東広島の学校司書は、そういった面で積極的で、子供に読ませたい本などをまとめるような、そういうふうな取り組みもこの中でしていただいております。

県のそういった機会があれば、ぜひまた参加させてもらえるのもいいかなというふうには思いますけれども、そのあたりの状況を見ながら、今後取り組みを考えていきたいと思っています。

あと、県の補助金で、今回学校図書館リニューアル事業という、この補助金のほうに申請をしております、そういったことも機会を利用して、学校図書館のリニューアル、積極的に進めていきたいなというふうに思います。

- 津森教育長：ほかにございますか。
- 渡部教育長職務代理者：英語教育のことですが、しっかり力をつけることは大変良いことですが、例えば松賀中学では、3級程度の生徒が70%を超えるというような、恐らく3級以上の生徒もいらっしゃるかと思います。流暢に会話ができることは大事なことのひとつですが、英語というのは一つの文化を学習することだと思うんです。あるいは、ここで議員さんが広島例を出していますが、特定の常識的程度のことじゃなく、何かの課題をしっかりと、もちろん日本語で理解をしといて、英語で表現する、そういった取り組みも大事なんじゃないかなと思います。そういうことで例えばモデル的に中学校ではそういったことを勉強させるとか、そういうような取り組みはないんでしょうか。
- 祭田指導課長：32年度から小学校、33年度から中学校と学習指導要領が全面実施されます。それに向けて、県のほうの英語の授業で、小学校の研修と中学校の研修に2つ分かれてやっております。中学校のほうは、やはりコミュニケーションをしっかりと能力を育成するという形で授業改善を図っていくような研修ですけども、その中で進めているところでございまして、今、渡部委員さんがおっしゃられたようなことがすぐに可能かどうかは分かりませんが、いずれにしても、今の英検3級程度の力が身につくような、そういうふうなところを一つの指標にしながら、しっかりとコミュニケーションが図っていけるということを取り組んでいきたいと思っております。

市教委としましても、今年丸ごと1日英語体験というのをやったんですけども、これにも45名の子供が参加してくれました。ALTも19名おりますので、そういった面では、コミュニケーションも図れていたんじゃないかなというふうに思いますので、そういったこともしっかりと効果を検証しながら、事業に活かしていければなというふうには思っております。

- 津森教育長：ちょっと補足しますけど、委員がおっしゃられたように、英検3級が何割というのも、数値目標には大事なことだけれども、一番大事なのは、そこまで上手じゃないけれど、使って会話をしてみようというコミュニケーションの意欲が一番私は大事だと思うんです。その部分は、数値目標はないのかといいますけど、実はあるんです。全国学習状況調査の中に、「外国の人と話してみたいと思いますか」という意識調査がありまして、実は東広島は低いんです。だから、そこを上げていくというのも大切な目標としていきたいなということになろうと思います。よろしいですか。

#### 報告第15号 平成31年度予算特別委員会について

- 津森教育長：次、行きまして、報告第15号、予算特別委員会についての説明をお願いします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：報告第15号平成31年度予算特別委員会について、別冊の資料をお願いします。

平成31年度予算特別委員会の審査につきましては、平成31年度2月14日から3月15日までの日程で行われております。教育委員会関係につきましては、2月20日、3月8日に行われております。

教育委員会関係の主な事務事業の予算概要については、先月2月の定例会でご説明をさせていただいたとおりでございますけれども、予算特別委員会での主なご質問と答弁につきましては、それぞれ学校教育部、生涯学習部に分けて掲載をしております。

時間の関係上、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。ご参照のほうお願いできればというふうに考えております。

報告第15号平成31年度予算特別委員会につきましては以上でございます。
- 津森教育長：来年度の予算についての、議論が全部出ておりますので、時間はないでしょうけど、またご一読いただきまして、もしご質問等ありましたら、また後日でもいつでも結構ですので、いただければと思います。よろしいでしょうか。

#### 報告第16号 東広島市立志和堀小学校及び河内西小学校閉校式の実施について

- 津森教育長：それでは報告第16号、東広島市立志和堀小学校及び河内西小学校閉校式の実施について、説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：報告第16号東広島市立志和堀小学校及び河内西小学校の閉校式の実施について、16ページをお願いします。

平成30年度末をもって閉校する志和堀小学校と河内西小学校の閉校式を記載のとおり実施するものでございます。

志和堀小学校は3月23日午前10時から、河内西小学校は翌日の3月24日日曜日9時半から、それぞれ屋内運動場で行う予定としております。

教育委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい時期だとは思いますが、閉校式のご臨席についてよろしくお願ひしたいと考えております。

報告第16号志和堀小学校及び河内西小学校の閉校式の実施については以上でございます。

- 津森教育長：これについての委員さん方の出席については話が取れていると思いますが、よろしいですか。

#### 報告第17号 東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部改正について

- 津森教育長：報告第17号東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則の一部改正について、説明をお願いします。

- 池田学事課長：東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会の規則の一部改正についてご報告申し上げます。

この規則は、附属機関設置に関する条例に基づいて、東広島市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めているものでございます。

このたび、分掌事務の見直しに伴って、学事課で処理をさせていただいた選定委員会に係る庶務を各学校給食センターで処理するとともに、委員会の運営方法を明確にするため、所要の改正を行いましたので、ご報告させていただきます。

改正の内容です。

第2条について、委員会の所掌事務を委員会が必要と認める事項から市長が必要と認める事項に改めております。

第3条、委員会の申し出による委員の選任規定を削除して、委員の選任基準に市長が必要と認める者を加えております。

そして、第5条、委員長及び副委員長の選出方法を充て職から委員による互選に改めております。

そして、第7条、委員会の庶務を処理する部署を教育委員会学校教育部学事課から学校教育部長が指定する学校給食センターに改めております。

その他文言との修正を行っております。

施行期日は31年4月1日でございます。

以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

ありがとうございました。

それでは、次にその他へ参ります。

#### その他1 平成30年度末辞・退職者辞令交付式及び平成31年度県費負担教職員辞令交付式について

- 津森教育長：その他の平成30年度末辞・退職者辞令交付式及び31年度の県費負担教職

員辞令交付式についての説明をお願いします。

- 池田学事課長：資料のその他の1ページをご覧ください。

まず、平成30年度、今年度末の辞・退職者辞令交付式についてご説明いたします。

今年度は、定年退職が36人おります。応募認定退職、勸奨退職が8人、自己都合8人、合計52名の教職員が退職いたします。このうち、定年退職等応募認定退職の44名について辞令交付式を行い、退職辞令の交付とともに県教育委員会からの感謝状を贈呈することとなっております。

日時は3月29日金曜日13時30分から、場所は市民文化センターの2階の研修室で実施いたします。この式での教育委員さんの皆様のご出席はございませんので、そのことについてお知り置きください。

続いて、裏面、2ページですけれども、今度は来年度の県費負担教職員辞令交付式についてご説明いたします。

今年度とか昨年度は4月1日が週休日と重なっておりましたので、変則的にやっておりましたが、今年度から、4月1日が月曜日になりましたので、10時から市民文化センターのアザレアホールで実施いたします。

本日ご案内いたしましたけれども、例年どおり、この式には教育委員の皆様にご出席いただいて、式の中でご紹介をさせていただく予定となっております。

10時からですけれども、9時40分ぐらいまでに2階研修室3にお越しください。

以上でございます。

- 津森教育長：このことについて何かございますか。

よろしいでしょうか。

## その他2 新美術館の管理運営に向けてのスケジュールと現美術館の状況について

- 津森教育長：次に、新美術館の管理運営に向けてのスケジュールと現美術館の状況について説明をお願いします。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、3ページをご覧ください。

その他報告とさせていただきます。

なお、現在まだ31年度予算議決前で、予定ではございますが、4月に入りましたらすぐ行う予定の指定管理に関する公募のことや、また先日の市議会の文教厚生委員会の中でこれに関する質疑があったことでもありますので、3月定例会で予定の説明をさせていただきます。

まず、1の新美術館及び指定管理スケジュールでございます。

表には4行ございますが、その一番左側、1行目左端に工事と書いてあります行にありますように、現在建築中の美術館は平成31年秋の竣工を予定しております。その後1年間の枯らし期間を経て、32年秋の開館を予定しております。

次の行、左端オレンジ色の学芸普及部門では、市が館長と学芸員により直営で対応するもので、開館記念特別展や地元作家展等の準備を今進めております。

3行目左端、青色の指定管理に関するスケジュールとしましては、①、②の指定管理の仕様書をこの3月中に作成します。

4行目の③のとおり、2月27日に市議会で設置管理条例を議決いただいております、この条例を根拠に、3行目④の指定管理の公募を4月からすぐ行う予定としております。

その後、⑤の選定を8月上旬まで行いまして、4行目⑥の9月市議会で指定管理者の指定を提案予定としております。

決定しましたら、太く青色で書いております7の建物完成後に、指定管理業務を開始し、平成32年秋の開館に向けて準備をしております。

次に、2の現美術館のスケジュールでございます。

表中、3行ございます。上から2階、1階、収蔵庫の線表を引いております。

まず、1行目の2階展示室は、平成31年度末、平成32年3月の閉館までには展示室として利用する予定としております。

一方、2行目の1階は、現在美術館系の事務室に活用しておりますが、新美術館完成後にこの事務室を新美術館へ移転させるため、31年秋以降は再度展示室として利用する予定としております。

3行目の収蔵品は、平成32年3月末の現美術館閉館後も収蔵品を格納しておき、新美術館のガス抜きが終わって美術品を移転しても影響がないという判断ができた段階で収蔵品を新美術館に移管いたします。この移管作業が終わった後、現美術館は解体する予定としております。

次に、3の現美術館の課題等でございますが、現美術館では紙類を食べる文化財害虫が頻繁に発生している状況にございまして、万が一の事態を考えますと、他の美術館から作品を借りてくることは非常に難しい状態にございます。そのため、最終年度を飾る特別なイベントは難しいと考えております。しかしながら、括弧にございますように、閉館に際しましては、市民に対しまして感謝を込めたファイナルイベントを行いたいと考えてございまして、子供参加型のワークショップを実施する予定としております。

こうした点を踏まえまして、4ページをご覧ください。「4の平成31年度の美術館事業計画について」ご説明します。まだ予定でございます。

先ほどの害虫の状況や職員が新美術館開館に全力を注ぐ都合上、イベントは例年より少な目となります。一番上の行の美術館企画展は、通常年間4回から5回開会してはおりますが、31年度は3回しかございません。このうち実質の美術展は4月から始まる所蔵作品展のみです。7月から8月に、書いております、毎年、現代絵本作家原画展は、例年であれば、東広島市美術館の名物として開催しておりますが、31年度は過去開催したイベントのポスター展にとどめる予定です。また、3月にはファイナルイベントとしてワークショップを開催し、その作品の展示をする予定としております。

2行目の教育委員会企画展である市美展です。例年は11月から12月の秋に開催し

ておりました。しかし、31年度は美術館係が1階の展示室から新美術館へ移転いたしますので、それが終わりました後の1、2階が両方使える段階になって市美展をしたいと思っておりますので、1月から2月に開催する予定としております。

また3行目の貸し館でございます。本来、美術館の展示室というのは貸し館はしませんが、現在はいろいろな事情がございます、特例としてここにあります3団体に貸し館をしております。今回も31年度は8月から9月にこれまでの特別な理由でお貸ししてきた3団体に展示室をお貸ししますが、新美術館開館後はこういった団体にもギャラリーのみを貸し出ししますため、展示室を民間の方にお貸しするのはこれが最後となります。

また4行目の出前美術館は、31年度もアートカードを中心に実施し、子供たちの芸術参加意欲を高めてまいります。

以上が予定でございます。報告を終了いたします。

○ 津森教育長：ありがとうございます。

今のこのことについて何かご質問あったらお願いします。

○ 渡部教育長職務代理者：この文化財の害虫というのは、これは現在のところの所蔵している文化財が虫に食われている状態ですよね。これは、全部廃棄するんですか、それとも新しい美術館にそれも運ぶのですか。

○ 岡田生涯学習部次長兼文化課長：現在あります900点弱の収蔵品は全て新美術館に運びます。現在の八本松の美術館では、時々壁にカビが生えるなど厳しい状態ですので、学芸員が収蔵品をチェックし状態に課題のあるものについて、新館に移転するまでに修復をします。

新美術館では、密閉し空調管理します。

○ 渡部教育長職務代理者：新しい美術館のほうでは万全な環境だということですね。

○ 岡田生涯学習部次長兼文化課長：はい。

○ 渡部教育長職務代理者：分かりました。

○ 津森教育長：よろしいですか。

それでは、非公開とする報告第13号以外は全て終了いたしました。事務局から何かございませんか。

よろしいですか。

委員の皆様、ほかに何かありますか。

よろしいですか。

それでは、学事課以外の職員の皆さんはお疲れさまでした。退席をお願いします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

報告第13号 臨時代理の報告について（県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について）【非公開】

【非公開】

閉会 午後 4 時50分